

## 仕様書

### 1. 予定数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動を生じても、乙は異議を申し立てないものとする。

### 2. 納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

### 3. 検査及び代金の請求

受注者は、月毎の給油数量をとりまとめ、納品伝票を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。

また、代金の請求は検査に合格した数量に契約単価を乗じて得た金額を、書面をもって受注者に請求するものとする。

ただし、この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

### 4. 予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、当初の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

### 5. 契約単価の変動による変更契約

その月の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が契約時または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ契約単価を変更することができるものとする。

ただし、この変更契約は契約期間中、月1回を超えることはできない。